

人権週間ギャラリー展

大谷派における解放運動の歴史と課題 I

——武内了温 その事跡と課題——



会場 真宗本廟(東本願寺)参拝接待所ギャラリー
2008年12月3日(水)~25日(木)

監修 朝治 武 (大阪人権博物館学芸課長)
本郷 浩二 (世界人権問題研究センター研究員)
泉 恵機 (大谷大学教授)

企画 真宗大谷派(東本願寺)解放運動推進本部

人権週間ギャラリー展

大谷派における解放運動の歴史と課題Ⅰ

——武内了温 その事跡と課題——



会場

真宗本廟(東本願寺)参拝接待所ギャラリー
2008年12月3日(水)~25日(木)

監修

朝治 武 (大阪人権博物館学芸課長)
本郷 浩二 (世界人権問題研究センター研究員)
泉 恵機 (大谷大学教授)

企画

真宗大谷派(東本願寺)解放運動推進本部

開催にあたって

解放運動推進本部では、毎年、人権週間にちなんでギャラリー展を行っております。今年から3回シリーズで「大谷派における解放運動の歴史と課題」をテーマに開催いたします。

宗門において解放運動とは一体何なのか、何を解放運動と呼んできたのか、なぜ大谷派が部落差別問題をはじめとするあらゆる差別問題を課題とし、その克服を願って取り組んできたのか。それらの歩みを浮き彫りにすることで、大谷派における解放運動の総括をしてまいりたいと思います。

第一回目となる今回は、「武内了温 その事跡と課題」と題して、大谷派における解放運動の先駆者である武内了温師にスポットをあて、師の生涯を振り返りながら、大谷派における草創期の解放運動の歴史を紐解いてみたいと思います。

武内は、「社会課設置理由書」のなかで、「山内に於て社会課を設置する故は、時代の要求を察すること、住職の社会的存在の意義を充実せしめむこと及びその宗派的存在の意義を完成せむとするにあることを信ず」と述べています。この武内の見立ては、現在においても注目していかなければならないものです。

また武内は、宗門という枠を超えて、差別問題に取り組んだ人でもありました。念佛者としての武内の取り組みが社会の中でどのように受け止められていたのか、そのことにもしっかりと目を凝らしていきたいと思います。

今回の展示をとおして、御遠忌に向けて、さらにその後の大谷派における解放運動の方向と質を共に考え、「同朋社会の顕現」を願う私たち念佛者の歩みを確認してまいりたいと思います。

2008年11月20日

真宗大谷派宗務総長 安原 晃

本展の開催にあたり、所蔵者をはじめ、関係諸機関、関係諸氏のご協力、ご助言に加え、展示協力をいただきました。ここに記して、心よりお礼申し上げます。(順不同・敬称略)

大阪人権博物館
部落問題研究所
大谷大学
岸融証氏
野呂文生氏

水平社博物館
京都部落問題研究資料センター
圓融寺
藤井慈等氏

国立ハンセン病資料館
解放出版社
普賢寺
柳瀬清氏

I 武内了温の生涯と思想

武内了温は、大谷派の宗務行政において社会事業を位置づけた先駆者として知られています。武内は1891年に兵庫県揖保郡揖西町竹原（現・龍野市竹原町）の大谷派松林寺に生まれました。早くに死別したとはいえ父、了道の開いていた漢学の私塾の塾生であった弟子たちも周辺にいたようであり、この世代の人としては漢学の素養をもって成長したと思われます。龍野中学から京都第三高等学校を経て京都帝国大学哲学科に入り、倫理学を専攻しました。主任教授は高山樗牛、姉崎潮風とならび三羽鳥と言われた藤井健治郎がありました。卒論には末燈鈔に関する論文を書きましたが、残念ながら残されていません。彼の三高、大学での学業は、彰如法主からの私的援助によって支えられていたと言われています。

武内が活動をはじめる大正期になると、社会の問題を、個人の努力や倫理観の問題として捉える見方の限界が意識せられるようになり、個人の背景としての社会の在り方に光が当てられるようになっていきました。言うなれば慈善事業から社会事業への大きな転換期であったと言えましょう。1910年の米騒動は、このような時期に起こった最大の社会問題でした。

この米騒動には、多くの被差別部落大衆が参加したことが知られていますが、大谷派においても、この大衆蜂起後の状況に見合った部落問題や社会事業への取り組みが要求され、このような教団の状況に見合う人物と目されたのが、武内了温でした。武内は、その前年に、社会改良事務嘱託として滋賀県庁に赴任していますが、わずか一年半で、教学第一部出仕として本山に職を奉ずることになりました。

本山に招聘された武内は、すぐさま「社会課設置理由書」をまとめ、「社会課」を構想します。やがて「社会課」が設置されると、武内が最初に着手したことは、「社会事業講習会」되었습니다。この講習会は、第一部基礎智識一般として経済学、社会学、心理学、倫理学、や社会政策汎論、近代思想批判、憲法及び行政法、社会事業と宗教など、また第二部社会事業の理論上及経営上の智識一般として、職業紹介、方面委員、セトルメントワーク、託児所、幼時保護、保護児童及母体保護、生活改善、社会教育、免囚保護、農村問題、都市問題、細民改善など、広範な知

識を含んで、真宗の僧侶、門徒として社会事業に携わることにおける、あらゆる学びを目指したものでした。期間も三ヶ月にわたり、修了者67名の内、大谷派の者は45名でした。社会課の諸事業や、後に武内が設立した真身会のメンバーとして大谷派の社会事業や部落問題に真摯に関わっていく人々が、育っていました。

太平洋戦争後いち早く、1946年1月に水平社の松本治一郎、朝田善之助、北原泰作や本願寺派の梅原真隆とともに全国部落代表者会議発起人会が開かれた時は、武内が議長をつとめていますが、大谷派内外ともに、次第に運動の第一線からは退いています。その後、やがて真身会が再出発し、わずかに武内の志を継がんとする人々によって、さらに大谷派同和会、大谷派同和委員会へと受け継がれてきました。彼の死が、難波別院輪番差別事件による宗門全体に対する糾弾会が始まる前年、1968年であったことは、運動の転換を画することとして象徴的でさえあります。

武内は、終生部落問題を中心とした社会の問題に心を尽くした人でしたが、晩年に「己れ独りの独走であった」と慷慨したように、武内の求めたものを理解し、協力を惜しまなかつた人々は少数でした。そこには、被差別部落出身者ではない彼が、何故にそこまで真摯に被差別者と共に生きようとするのかを理解し得なかつたことがあったのではないでしょうか。

しかし武内が真宗の教えから聞き取ったものは、まさにそこにありました。差別を受けた者がその痛みを叫ぶ運動ではなく、差別し続け、しかもそれに気づかなかつた者が、念佛の教えの中に「差別し続ける」自分にめざめ、その痛み、悲しみを表現せんとしたのが、武内一流の教学でした。

また、武内の残した多くの歌が、教学的な文章よりも心をうつものが多いゆえ、論理的であるよりも感覚の人であり、教学者と言うよりほとばしるような感情を教学の言葉で表現しようとした「情の人」であったとも見えるかもしれません。しかし、いずれにせよ、彼の真面目は、「静かに己れを悲しむ心より 真實の力は生る」という武内の一旬に尽くされているのではないでしょうか。



●武内了温 略譜

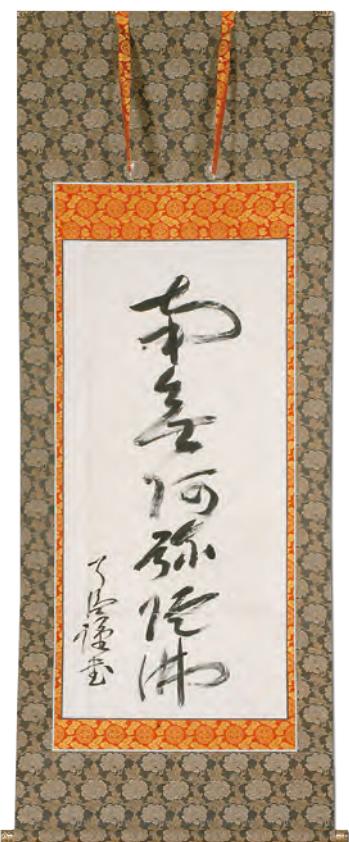
- ・1891年 兵庫県に生まれる
- ・1914年 京都帝国大学入学
- ・1919年 滋賀県社会改良事務嘱託
- ・1920年 大谷派教学部出仕
- ・1921年 社会課設置 主事
- ・1926年 真宗大谷派真身会設立 副会長
- ・1931年 真宗大谷派光明会設立 理事
- ・1946年 部落解放全国委員会顧問
- ・1947年 宗務顧問
- ・1968年 死去

●晩年の武内了温（自坊松林寺にて）

●武内了温の揮毫



額「光寿無量」<個人蔵>



軸「南無阿弥陀仏」

<個人蔵>



短冊「於不可思議 兆載永劫 積植菩薩 無量德行」

<個人蔵>



●武内了温 略譜

- 1891年 兵庫県に生まれる
- 1914年 京都帝国大学入学
- 1919年 滋賀県社会改良事務嘱託
- 1920年 大谷派教学部出仕
- 1921年 社会課設置 主事
- 1926年 真宗大谷派真身会設立 副会長
- 1931年 真宗大谷派光明会設立 理事
- 1946年 部落解放全国委員会顧問
- 1947年 宗務顧問
- 1968年 死去

●晩年の武内了温（自坊松林寺にて）

●武内了温の揮毫



額「光寿無量」<個人蔵>



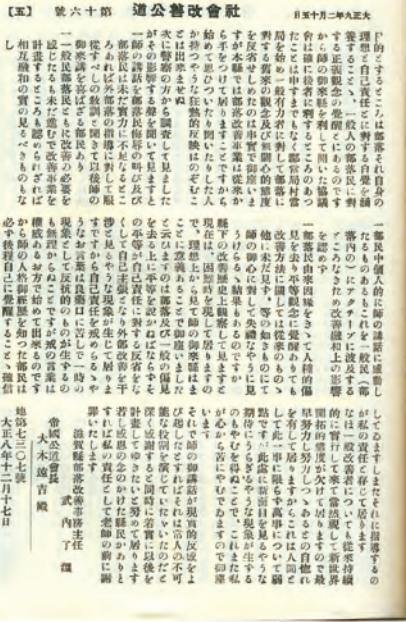
軸「南無阿弥陀仏」

<個人蔵>



短冊「於不可思議
兆載永劫
積植菩薩
無量德行」

<個人蔵>



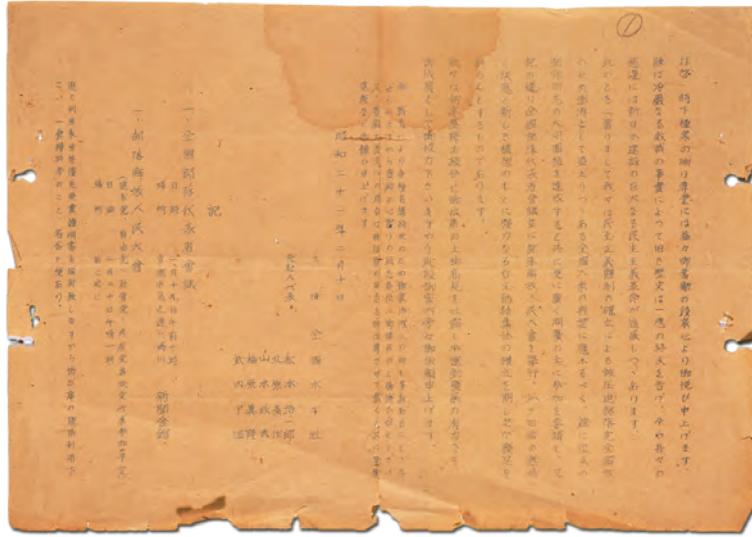
●『社会改善公道』第16号 1920年2月 帝国公道会発行

滋賀県社会改良課時代の武内の帝国公道会にて報告書が掲載されている。



●『宗教改革と宗教再建』 一真宗教団の立場から一】 1955年5月 文化時報社発行 <個人蔵>

「真身会」解散の翌年の著作。あとがきには、自らこれまでの歩みを振り返っての心情が吐露されている。その中には、「私の独走であったのか」という言葉も見える。



●部落解放人民大会開催の案内状 <大阪人権博物館蔵 解放出版社写真提供>

1946年、戦後の新しい解放運動の歩みだしとしての部落解放全国委員会結成に向けた全国部落代表者会議、部落解放人民大会開催を呼びかけた案内状。主催は全国水平社。武内は発起人として名前を連ね、結成された全国委員会の顧問に就任している。全国委員会の役員には、水平運動、融和運動どちらの流れからも人が選出されている。



●武内了温記念碑

武内了温の生まれた松林寺は後継者がなく、今から十数年前に解散し、現在では本堂と庫裡の跡はさら地となっている。『遺稿集武内了温』を出版した後継者たちが、1975年、松林寺境内の一角に師の墨跡「長生不死之神方」の石碑を建てた。またそのとなりにはご母堂を憶うて作られた歌を刻して武内自身が建立された碑の二つが残る。

II 大谷派社会課と社会事業の推進

1900年代にはいると、日本は資本主義の発展とともにあって都市における貧民の増加や農村の疲弊など社会矛盾が激化してきました。これに対応して労働運動が活性化し、社会主義運動も生まれるようになりました。このような状況のなかで1910年には大逆事件が起り、社会主義運動に関係した大谷派僧侶・高木顕明は死刑判決を受け、また大谷派も高木の僧籍を剥奪しました。そして政府が推進する都市の貧民への対処を軸とした感化救済事業に即応して、大谷派は1911年4月に外郭団体として大谷派慈善協会を設置し、社会事業を開始することになりました。大谷派慈善協会は機関誌『救済』を発行し、政府の政策や社会事業に即応しながらさまざまな社会問題を取り上げました。

1918年の米騒動は都市や農村などにおける社会問題が政治の課題であることを認識させ、これを契機に内務省は本格的に社会事業に取り組みはじめ、また府県などにおいても社会課が設置されるようになりました。しかし1919年に『救済』は閉刊され、大谷派慈善協会の活動も次第に停滞していきました。そこで大谷派は大谷派慈善協会の活動を引き継ぐため、1921年2月に宗務機構の重要な機関のひとつとして社会課を設置しました。この社会課の中心的役割を果たす主事となったのが、京都帝国大学を卒業して滋賀県庁で社会改良主任を経験していた武内了温でした。武内は、時代の要請に応えて教団と僧侶が社会事業に取り組むべきであるとする「社会課設置理由書」を執筆しました。

社会課は僧侶などが社会事業に取り組むために社会事業講習所を開所し、何度かにわたって社会事業大会を開催しました。また『宗報』で活動を紹介し、社会事業に関するパンフレットも発行しました。1923年2月、社会課は部落問題に取り組むために地方改善方針を策定しました。さらに大谷派は1923年5月に真宗

大谷派社会事業協会を設立し、事務局を社会課内に置き、社会事業に取り組むための組織的な整備をおこないました。総裁には法主、会長には事務総長が就任するなど、真宗大谷派社会事業協会は教団全体で社会事業を推進しようとした。この真宗大谷派社会事業協会は教団内から広く会員を募り、一力寺一力寺の寺院にまで影響力を広げようとした。

大谷派が推進した社会事業は、裁縫授産をはじめ茶及び生花、地方改善、補習教育、幼稚園、職業紹介、無料宿泊、人事相談、託児及び育児、施薬、処女会、青年会、敬老会、感化事業、慈善事業、司法保護、文庫、日曜学校など18項目に及びました。しかし社会課主事および真宗大谷派社会事業協会常任理事であった武内は、大谷派の社会事業は計画性もなく個々の寺院で恣意的に取り組まれていたため、困難を抱えていると認識していました。そこで社会課と真宗大谷派社会事業協会は1925年1月に大谷派が推進する社会事業の調査結果をまとめ、教団として効率的に社会事業を推進しようとした。

そして真宗大谷派は社会課や社会事業協会のほかに、重要な課題に即して諸機関を設立しようとした。そして統制連絡機関として融和事業に関する大谷派真身会やハンセン病問題に関する大谷派光明会、社会教化に関する大谷派敬愛会などが組織されました。また、主な教務所には社会事業協会などが組織され、本山には社会事業に関する研究機関の布教研究所なども設置されました。それらが社会課と密接な連携のもとで取り組みを行なっていくことが願われたのです。1935年1月にも大谷派が推進する児童保護や救済保護、医療保護、司法保護、社会教化、各種委員、事業関係役職者など8項目にわたる調査結果まとめ、社会事業の系統的かつ組織的な推進を指導しようとした。

II 大谷派社会課と社会事業の推進

1900年代にはいると、日本は資本主義の発展とともにあって都市における貧民の増加や農村の疲弊など社会矛盾が激化してきました。これに対応して労働運動が活性化し、社会主義運動も生まれるようになりました。このような状況のなかで1910年には大逆事件が起り、社会主義運動に関係した大谷派僧侶・高木顕明は死刑判決を受け、また大谷派も高木の僧籍を剥奪しました。そして政府が推進する都市の貧民への対処を軸とした感化救済事業に即応して、大谷派は1911年4月に外郭団体として大谷派慈善協会を設置し、社会事業を開始することになりました。大谷派慈善協会は機関誌『救済』を発行し、政府の政策や社会事業に即応しながらさまざまな社会問題を取り上げました。

1918年の米騒動は都市や農村などにおける社会問題が政治の課題であることを認識させ、これを契機に内務省は本格的に社会事業に取り組みはじめ、また府県などにおいても社会課が設置されるようになりました。しかし1919年に『救済』は閉刊され、大谷派慈善協会の活動も次第に停滞していきました。そこで大谷派は大谷派慈善協会の活動を引き継ぐため、1921年2月に宗務機構の重要な機関のひとつとして社会課を設置しました。この社会課の中心的役割を果たす主事となったのが、京都帝国大学を卒業して滋賀県庁で社会改良主任を経験していた武内了温でした。武内は、時代の要請に応えて教団と僧侶が社会事業に取り組むべきであるとする「社会課設置理由書」を執筆しました。

社会課は僧侶などが社会事業に取り組むために社会事業講習所を開所し、何度かにわたって社会事業大会を開催しました。また『宗報』で活動を紹介し、社会事業に関するパンフレットも発行しました。1923年2月、社会課は部落問題に取り組むために地方改善方針を策定しました。さらに大谷派は1923年5月に真宗

大谷派社会事業協会を設立し、事務局を社会課内に置き、社会事業に取り組むための組織的な整備をおこないました。総裁には法主、会長には事務総長が就任するなど、真宗大谷派社会事業協会は教団全体で社会事業を推進しようとした。この真宗大谷派社会事業協会は教団内から広く会員を募り、一力寺一力寺の寺院にまで影響力を広げようとした。

大谷派が推進した社会事業は、裁縫授産をはじめ茶及び生花、地方改善、補習教育、幼稚園、職業紹介、無料宿泊、人事相談、託児及び育児、施薬、処女会、青年会、敬老会、感化事業、慈善事業、司法保護、文庫、日曜学校など18項目に及びました。しかし社会課主事および真宗大谷派社会事業協会常任理事であった武内は、大谷派の社会事業は計画性もなく個々の寺院で恣意的に取り組まれていたため、困難を抱えていると認識していました。そこで社会課と真宗大谷派社会事業協会は1925年1月に大谷派が推進する社会事業の調査結果をまとめ、教団として効率的に社会事業を推進しようとした。

そして真宗大谷派は社会課や社会事業協会のほかに、重要な課題に即して諸機関を設立しようとした。そして統制連絡機関として融和事業に関する大谷派真身会やハンセン病問題に関する大谷派光明会、社会教化に関する大谷派敬愛会などが組織されました。また、主な教務所には社会事業協会などが組織され、本山には社会事業に関する研究機関の布教研究所なども設置されました。それらが社会課と密接な連携のもとで取り組みを行なっていくことが願われたのです。1935年1月にも大谷派が推進する児童保護や救済保護、医療保護、司法保護、社会教化、各種委員、事業関係役職者など8項目にわたる調査結果まとめ、社会事業の系統的かつ組織的な推進を指導しようとした。

○大谷派社會事業協會
創立に就て

卷之三

卷之三

内閣外務事務官は皆に「此會議課」
訓立委員會、外政事務官を委嘱して、國事會議に就て
國事會議會長を兼ねて開催した際の實業會議よりして
大谷謙義議長が、三月五日設立委員會を開いて
「會議所本部を設立して、業成を待てん」と。そこで
業成によりよる本部を設立して、手續の上、回付に因る
ままであるが、そこで、新主・大谷謙義の假託の代役を得て
たので、新主・大谷謙義の假託の代役を得て
居るを極意する。五月四日付、舊主・大谷謙義の
會事務局事務の表記をも行なひて、業成を
掲げて、原意を尊重して會則に即し御承知下つて、
會にても御出席下つて、東京市下御承認大谷謙義
新主・大谷謙義の御印鑑を真に紀念せん。
いふ所の御印鑑を真に紀念せん。

皆さんは、地方文化の中心として、その場の上場の體會でなければ、物語る事には出來ない。従つて、その體會は最も高い強度のものである。したがつて、その體會は最も高い強度のものである。したがつて、その體會は最も高い強度のものである。

大谷派社会事業協会創立に就て
『宗報』270号 1924年4月

●「大谷派社会事業協会創立に就て」
『宗報』270号 1924年4月

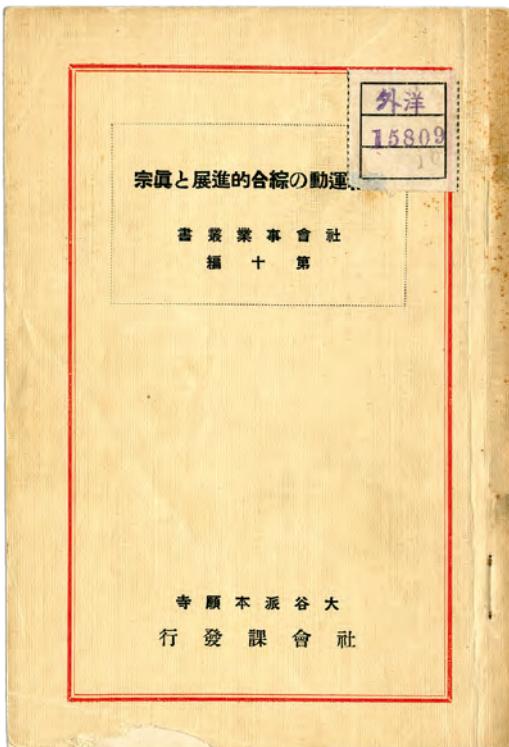
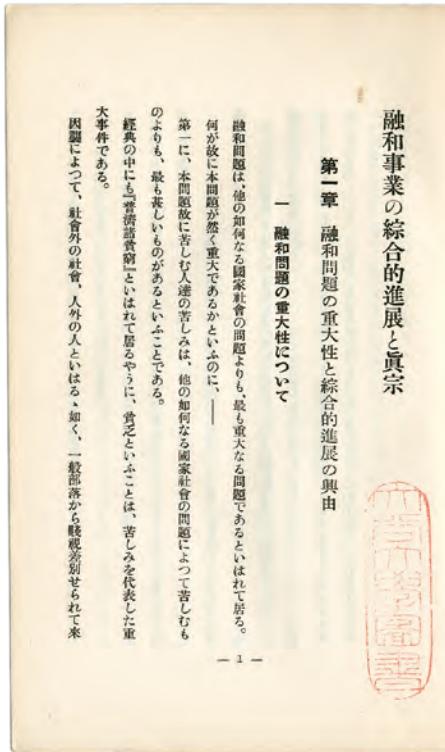
大谷派社会事業協会創立の趣意書並びに会則が載せられている。

大正十年一月三十一日 告達第五號
社會課職制ヲ允可シ茲ニ之ヲ發布セシム
稟命
寺務總長 阿部 惠水
主事 梶原一
副主事 稲葉授
若千名
書記
若干名
例授
授
第三條 主事ハ寺務總長ノ旨ヲ承ケ本課ノ事務ヲ綜理ス
主事ハ事務ノ整理進捗上ニツキ起業上申スルコトヲ得
主事起業ニ際シテハ關係部局科ト合議シ委務ノ閲覽ヲ經テ寺
務總長ニ上申スヘシ
第四條 錄書ノ主事ヲ補佐シ其指定スル分擔事務ヲ處理ス
ハ分擔事務ノ整理進捗上ニツキ關係課員ト合議シ主事ノ閲覽
ヲ經テ起業上申スルコトヲ得
第五條 承事及書記ハ上長ノ指揮ヲ受ケ事務ニ從フ
第六條 課員出張ノ必要アル場合ニハ豫メ上長ノ許可ヲ受クヘ
シ
第七條 課員出張ニ際シ事情ニ依リ正規ノ服裝ヲ用ユル能ハサ
ル時ハ便宜ノ服裝ニヨルコトヲ得
第八條 本職制ハ大正十年一月一日ヨリ之ヲ實施ス

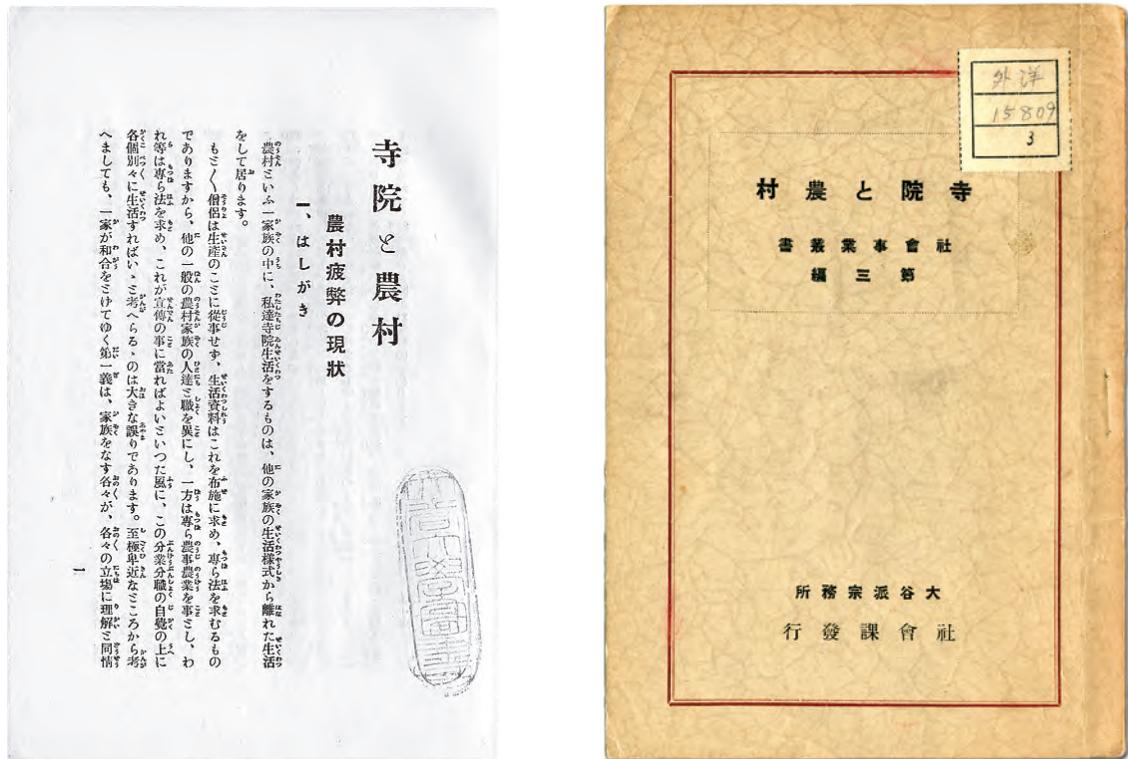
●「社会課職制」『宗報』232号

1921年2月

1921年1月31日告達第5号として、社会課職制が発布された。



●『融和運動の総合的進展と真宗』 1936年10月 社会課発行 <大谷大学蔵>
真身会において融和事業十力年計画の推進に向けて、真身会々員用に作られた本。



●『寺院と農村』 1930年11月 社会課発行 <大谷大学蔵>
農村問題の解決には、寺院の役割が重要であることが説かれている。



●『敬愛読本』 1931年4月 法藏館発行
<大谷大学蔵>
青少年向けに作られた宗教教材。

●『農村問題と眞宗大谷派』
1923年8月 法藏館発行 <大谷大学蔵>
当時の社会問題である農村問題の解決に向けて、宗教家の責務が促された。

III 部落問題と真宗大谷派真身会

真宗大谷派における部落差別問題への取り組みを促したのは、全国水平社による東西両本願寺への働きかけでした。被差別部落民自身による初めての自主的・自立的な部落解放運動の全国組織として1922年3月3日に創立された全国水平社は、その創立大会において宣言や綱領とともに「部落民ノ絶対多数ヲ門信徒トスル東西両本願寺ガ此際我々ノ運動ニ對シテ抱藏スル赤裸々ナル意見ヲ聽取シ其ノ回答ニヨリ機宜ノ行動ヲトルコト」という決議を採択しており、やがてこれを受けて、被差別部落の経済を圧迫していた教団からの募財の拒絶と、僧侶の階級である堂班制への批判がなされるようになりました。こうした本願寺への抗議行動の背景には、当時の水平社同人による「親鸞の精神への回帰」という一貫した主張があったといわれています。

このように水平社による本願寺への批判が強まるなか、武内了温は水平社の主張に対して深い共感を表明しました。そして、武内を擁する大谷派社会課は1922年11月に第1回地方改善協議会（「地方改善」は当時の部落問題対策の名称）を開催して教団内で部落差別問題に携わる人々を結集し、翌年2月には「地方改善」についての本山方針大綱を示すなど、手探りながらも独自の取り組みを進めていきます。

一方この時期、水平社の運動とは一定の距離をおきながら、部落と部落外の人々との「融和」によって部落差別問題の解決を図ろうとする「融和運動」の潮流もまた各地で活発になりつつあり、こうした動向に呼応して、1924年10月には本願寺派において梅原真隆を中心に融和運動団体である本願寺派一如会が結成されました。さらに1925年2月、民間の自主的な融和運動団体の連絡組織である「全国融和連盟」が結成され、同年9月に政府・内務省によって「中央融和事業協会」が設立されて各府県の官製の融和運動団体への統制が強まると、大谷派にも融和運動への積極的な関与が要請されるようになります。このようななか、大谷派による社会事業の不十分さを認識していた武内了温ら大谷派社会課は、融和運動の系統的・組織的な取り組みを進めるため、1926年3月25日、融

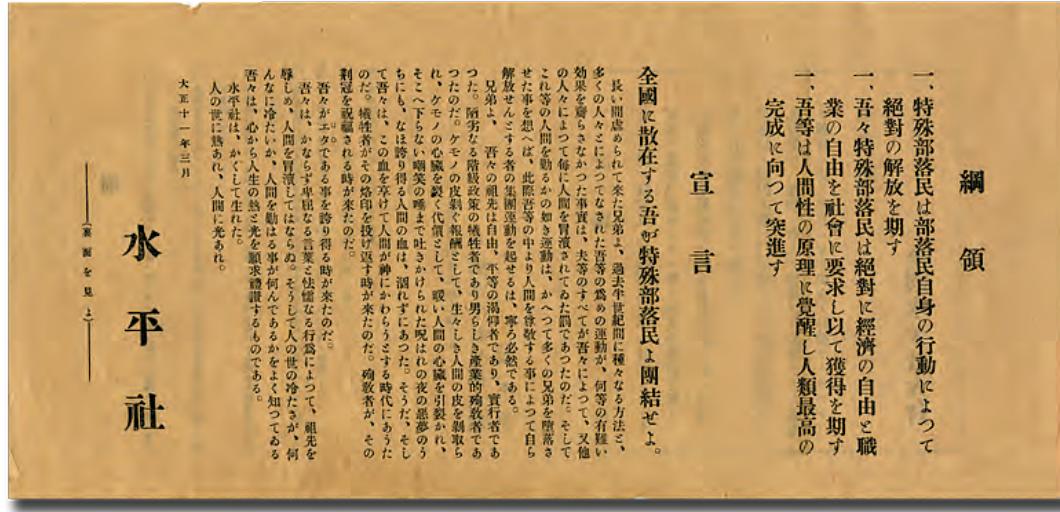
和運動団体である真宗大谷派真身会を創設しました。

大谷派真身会はその設立趣意書において、部落差別問題は「宗教信念に生きむとする団体の率先して、銳意専心これに当たるべきものにして、殊に我が派の教義並に歴史的関係を顧る時、益々その責務の重且大なるを知り、同時に如何なる困難を排しても、徹底的運動の必要を認むべきなり」と述べており、こうした決意に基づいて、各地の被差別部落に僧侶を派遣して地域の諸問題に取り組む「隣保事業」や、僧侶・社会に部落差別問題への理解を広める「宣伝事業」に力を入れました。武内了温は当初よりこの真身会の副会長を務めていましたが、1929年には会長に就任し、会の活動の中心を担うようになります。また、武内は教団外においても積極的に活動・発言しており、全国融和連盟のパンフレットや中央融和事業協会の機関誌などに多くの論考を発表していました。

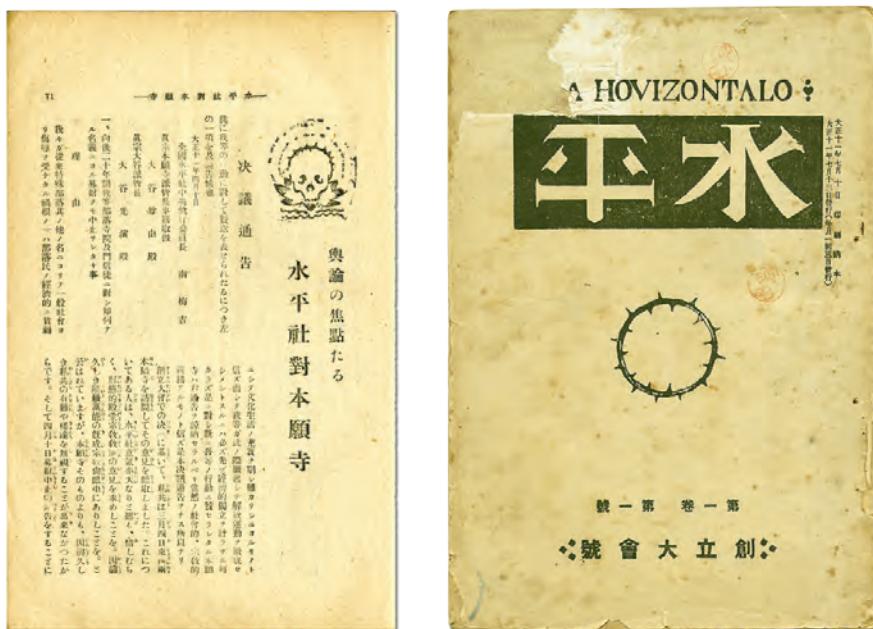
武内了温はこのような大谷派真身会の活動を通じて、「差別者としての自己」を自覚し「自他平等の境地」に対して徹底的に「懺悔する」ことが必要であると説いています。武内のこうした姿勢は、部落差別問題という「社会の問題」を同時に「自己の問題」としても把握することをめざしたものといえるでしょう。

ところが、武内らのこうした努力にもかかわらず教団内において部落差別問題への理解は十分なものとはならず、また真身会自体も1930年代以降に日本が戦時体制へと移行するなかで天皇崇拝に傾倒していくなど、その活動を徐々に変質させていきました。

武内了温と真身会は大谷派における部落差別問題への取り組みを一手に担っており、教团において差別と向き合おうとしたその先駆性は注目に値します。しかし一方で、天皇の「大御心」や「陛下の赤子としての平等」に基底を置いて差別の解消を図った武内や真身会の思想と行動の限界と問題点、また、武内らの活動を受けとめきれなかった教団のあり方といった課題についても、今後厳しく検証していくことが求められます。

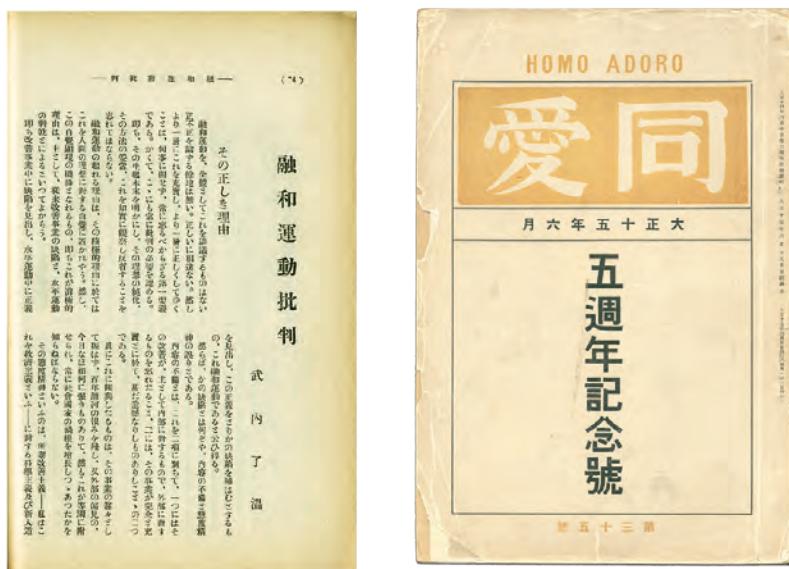


●「水平社宣言」<水平社博物館蔵> 日本で最初の人権宣言と呼ばれている。



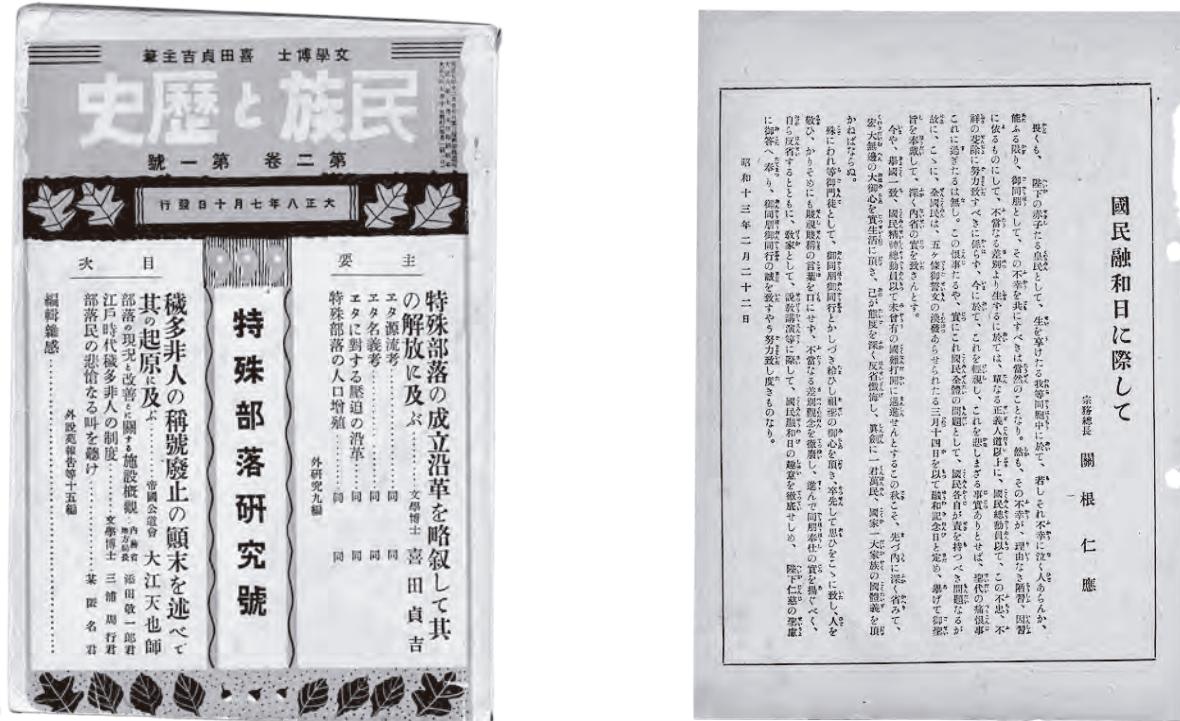
●「与論の焦点たる水平社對本願寺」『水平』第1巻第1号 1922年7月 水平出版部発行
<水平社博物館蔵>

部落内の門徒衆へ本願寺に対しての募財拒否を呼びかけた。



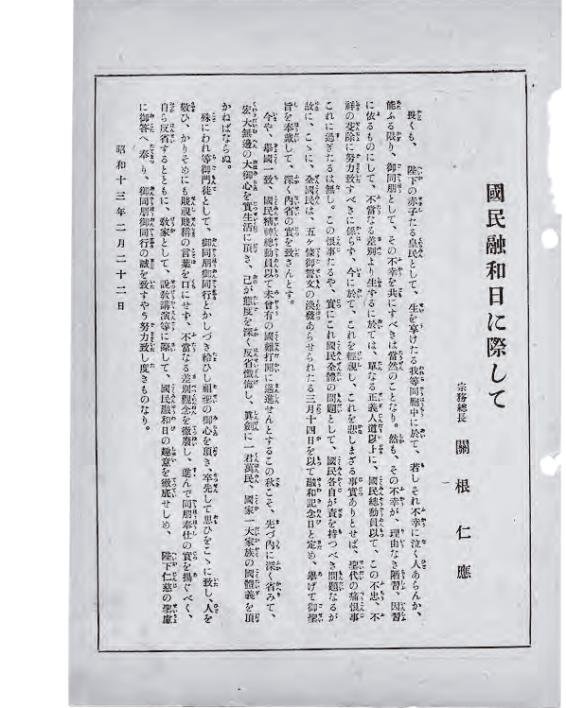
●『同愛』5周年記念号【創立大会号】1926年6月 同愛会発行 <大阪人権博物館蔵>

武内が融和運動批判と題して投稿している。

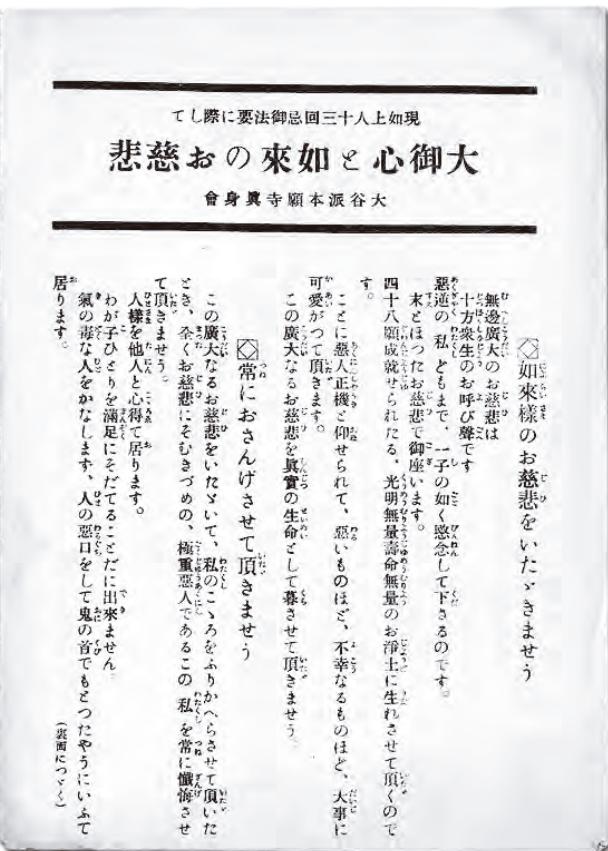
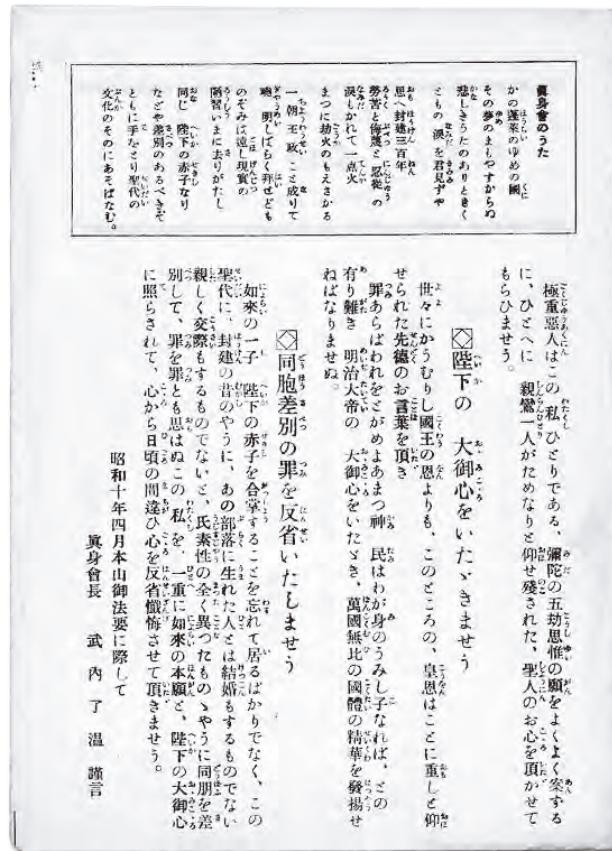


●『民族と歴史』 第2巻第1号[特殊部落研究号]
1919年7月 日本学術普及会発行
<大阪人権博物館蔵>

融和運動家の文学博士喜田貞吉主筆の本。



●「国民融和日に際して」『真宗』1938年3月号
宗務總長名で国民融和記念日の成功を呼びかけた文書。



●「大御心と如来のお慈悲」 1935年4月
現如上人13回忌法要に際して作られたビラ

IV ハンセン病問題と真宗大谷派光明会

1907年、日本のハンセン病隔離政策の始まりといえる、法律第十一号「癞予防ニ関スル件」が制定され、二年後の1909年に施行されます。大谷派におけるハンセン病療養所との関わりは、国からの協力要請があったことを契機として、この法律の施行と同時に開始されます。その活動は、ハンセン病患者を「世に最も憐れむべき境遇に在る」者と捉え、それらの患者に宗教的慰安を与えることを目的とする「慰安教化」を中心とするもので、当時の宗門の社会事業を担ってきた外郭団体「大谷派慈善協会」に属する本多慧孝らによって積極的に展開されていきます。その後、この取り組みは、1921年に設置された社会課と、1931年6月8日に結成された「真宗大谷派光明会」に引き継がれていくこととなります。

大谷派光明会は、1930年11月に、「大谷派社会事業協会」によって今後の大谷派の社会事業のあり方を定めるべく開催された「大谷派全国社会事業大会」においてなされた、「癞に関する啓蒙根絶的施設促進、癞患者の救護家族の慰問等を完備するため大谷派光明会を起こすこと」という決議を受けて結成されたものであり、武内了温は理事に就任、宗派をあげて取り組むべく、総裁には裏方大谷智子が就いております。

ちなみに、1931年とは、「癞予防ニ関スル件」が、「癞予防法」に生まれ変わり、ハンセン病患者に対する絶対隔離政策が、国策として強力に推進されていく節目の年であり、官民挙つての隔離による癞絶滅運動の推進が叫ばれていく時期であります。光明会の発足は、このような時代状況を強く反映したものであります。

光明会は発足と同時に各療養所への視察や慰問、「同情金」の募集、療養所への寄付、啓発記事の『真宗』誌掲載、リーフレットの作成、「癞絶滅小ポスター」の派内全寺院への配布など、活発な活動を行なっております。中でも、光田健輔が園長を勤める長島愛生園の開園当初に、入所者にとってのこころの礎ともいえる納骨堂建立に深く関わったことは、特筆すべき活動と言えましょう。

そしてそれらの活動は、いま述べたとおり、国策との強いつながりの中で推進されていきます。そのことは、光明会の相談役に派外から光田健輔や渋沢栄一など隔離政策推進の旗振り役が就任していること、また会則において「絶対隔離政策の促進」を行なうことを定めていることからも明白です。さらに、納骨堂落成式で大谷智子総裁が「畏れ多い事乍ら皇太后陛下の深い御仁慈の一端にも添ひ奉ることが出来た」と挨拶しているように、国の隔離政策推進の基盤ともいえる皇恩の強調への呼応も強く意識されております。

またこの取り組みは、宗教者としての並々ならぬ熱意をもって推進されました。武内はこの取り組みを、「大慈悲のため、永遠の理想生命のため」、そして「自己自身の命的事業」として行なうと述べていますが、光明会の活動は、信仰の名のもとでなされるがゆえに、なお一層入所者のこころに届いていきました。

自らの存在を、様々な屈辱的政策により卑下するしかない状態に貶められている入所者にとって、療養所で生活することそのことが「救済」となると押さえられる教化は、療養所の中で一生を送るということに、大きな価値の転換を与えるものがありました。このような教化は、隔離による人権侵害が強ければ強いほど大きな力として、入所者に受け容れられたといえます。

しかし、光明会の活動はあくまで絶対隔離を前提とするものであります。そのことは必然的結果として、入所者に対して「隔離を受容する」という意識を植え付けていくこととなります。つまり、そこでなされた教化は、隔離の中で生きる力となっても、隔離政策そのものや、ハンセン病差別の現実と闘う力とはならなかつたと言わざるを得ません。

その事実は、差別や隔離の現実の中で信仰が果たす役割が一体どういうものであるのかという、大谷派における解放運動推進にとっての本質的な問いを投げかけてくるものであると受けとめます。

IV ハンセン病問題と真宗大谷派光明会

1907年、日本のハンセン病隔離政策の始まりといえる、法律第十一号「癞予防ニ関スル件」が制定され、二年後の1909年に施行されます。大谷派におけるハンセン病療養所との関わりは、国からの協力要請があったことを契機として、この法律の施行と同時に開始されます。その活動は、ハンセン病患者を「世に最も憐れむべき境遇に在る」者と捉え、それらの患者に宗教的慰安を与えることを目的とする「慰安教化」を中心とするもので、当時の宗門の社会事業を担ってきた外郭団体「大谷派慈善協会」に属する本多慧孝らによって積極的に展開されていきます。その後、この取り組みは、1921年に設置された社会課と、1931年6月8日に結成された「真宗大谷派光明会」に引き継がれていくこととなります。

大谷派光明会は、1930年11月に、「大谷派社会事業協会」によって今後の大谷派の社会事業のあり方を定めるべく開催された「大谷派全国社会事業大会」においてなされた、「癞に関する啓蒙根絶的施設促進、癞患者の救護家族の慰問等を完備するため大谷派光明会を起こすこと」という決議を受けて結成されたものであり、武内了温は理事に就任、宗派をあげて取り組むべく、総裁には裏方大谷智子が就いております。

ちなみに、1931年とは、「癞予防ニ関スル件」が、「癞予防法」に生まれ変わり、ハンセン病患者に対する絶対隔離政策が、国策として強力に推進されていく節目の年であり、官民挙つての隔離による癞絶滅運動の推進が叫ばれていく時期であります。光明会の発足は、このような時代状況を強く反映したものであります。

光明会は発足と同時に各療養所への視察や慰問、「同情金」の募集、療養所への寄付、啓発記事の『真宗』誌掲載、リーフレットの作成、「癞絶滅小ポスター」の派内全寺院への配布など、活発な活動を行なっております。中でも、光田健輔が園長を勤める長島愛生園の開園当初に、入所者にとってのこころの礎ともいえる納骨堂建立に深く関わったことは、特筆すべき活動と言えましょう。

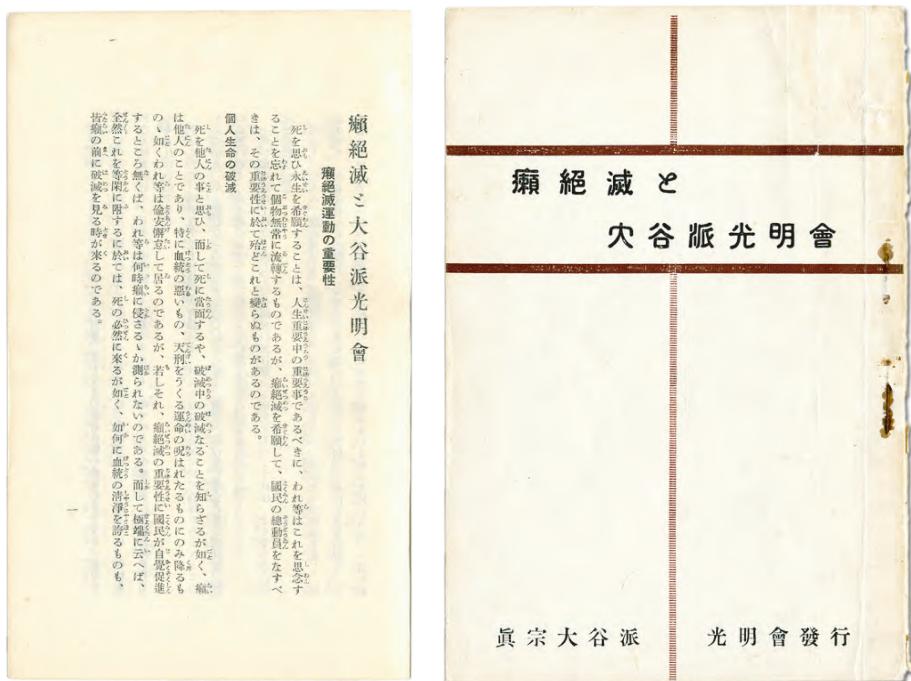
そしてそれらの活動は、いま述べたとおり、国策との強いつながりの中で推進されていきます。そのことは、光明会の相談役に派外から光田健輔や渋沢栄一など隔離政策推進の旗振り役が就任していること、また会則において「絶対隔離政策の促進」を行なうことを定めていることからも明白です。さらに、納骨堂落成式で大谷智子総裁が「畏れ多い事乍ら皇太后陛下の深い御仁慈の一端にも添ひ奉ることが出来た」と挨拶しているように、国の隔離政策推進の基盤ともいえる皇恩の強調への呼応も強く意識されております。

またこの取り組みは、宗教者としての並々ならぬ熱意をもって推進されました。武内はこの取り組みを、「大慈悲のため、永遠の理想生命のため」、そして「自己自身の生命的事業」として行なうと述べていますが、光明会の活動は、信仰の名のもとでなされるがゆえに、なお一層入所者のこころに届いていきました。

自らの存在を、様々な屈辱的政策により卑下するしかない状態に貶められている入所者にとって、療養所で生活することそのことが「救済」となると押さえられる教化は、療養所の中で一生を送るということに、大きな価値の転換を与えるものがありました。このような教化は、隔離による人権侵害が強ければ強いほど大きな力として、入所者に受け容れられたといえます。

しかし、光明会の活動はあくまで絶対隔離を前提とするものであります。そのことは必然的結果として、入所者に対して「隔離を受容する」という意識を植え付けていくこととなります。つまり、そこでなされた教化は、隔離の中で生きる力となっても、隔離政策そのものや、ハンセン病差別の現実と闘う力とはならなかったと言わざるを得ません。

その事実は、差別や隔離の現実の中で信仰が果たす役割が一体どういうものであるのかという、大谷派における解放運動推進にとっての本質的な問いを投げかけてくるものであると受けとめます。



●『癩絶滅と大谷派光明会』 1931年12月 真宗大谷派光明会発行

理事であった武内了温の執筆によるもの。運動方針として、「癩の正しい知識と絶滅・予防」「慰安教化」を掲げている。「入所手続きとて何も無い。最寄の警察へ言えばよい、療養所の門をたたけばよい、光明会員を訪ねればそれでよい」という言葉も見える。

●『救濟』第1編第1号

1911年8月 大谷派慈善協会発行
<大谷大学蔵>

1911年に発足した、真宗大谷派慈善協会発行の機関誌。社会課、大谷派光明会の設置前の、ハンセン病療養所などでの大谷派僧侶の活動や、ハンセン病に関する論文が、主に本多慧孝の筆により多く掲載されている。



●「癩絶滅小ポスター」

1936年6月発行の大谷派機関誌『真宗』に織り込まれた、大谷派光明会のポスター。裏面には「癩絶滅小ポスター掲用御依頼」とあり、「このポスターを本堂の参詣の方々に目に付き易い所に掲げて講演、説教等機会あるごとに癩絶滅に関する御話を乞ふ次第であります」とある。



●納骨堂落成式記念写真 <長島愛生園蔵>

この落成式には、大谷派から武内了温、高浜哲雄社会課長も出席している。正面右大谷智子総裁、その右一柳参務、その右武内了温、正面左高浜社会課長、その左、光田園長。

病める同朋を思ひて

御 裏 方 作 用 音 樂 學 校 作 曲

1. ナ タ ム ハ テ カ ラ イ ダ ハ リ
2. ソ の め ワ あ け レ ネ バ ビ カ
3. エ チ フ ラ ト キ リ ド ハ ド ニ
4. キ ア レ ヒ ピ リ ド ハ ド ニ

1. コ コ ロ コ メ シ オ ノ ン タ カ
2. や さ し き ノ ム フ ラ リ ト リ
3. エ ミ ト メ モ フ ラ リ ト リ
4. カ な し き と メ も フ ラ リ ト リ

ト モ ト ナ レ デ フ ウ タ ソ ヘ
ト ち と ナ も モ ヒ レ ハ マ や メ
ト す み ト ナ も テ リ ワ ラ キ
ト か ぎ と ナ ら ね ハ ラ ケ

タ マ ヒ シ ノ ト ウ カ レ シ オ
タ ひ だ フ イ ハ ソ グ リ ウ サ
タ ひ づ れ ハ ソ カ ピ ウ ピ
タ ひ め ド ハ ソ カ ピ ウ ピ

智子御輿方に於は本會總裁として、振門間に深い關心をお持ちになつて居られますが、國立臨床研究所生薬園へ豫て建設費御贈金の骨董箱が患者達の手によつて破壊されたので、昨年五月十二日親しく同園を訪れて練習式に御列席になり、不幸な人々を懇ろに慰問せられました。これはその時の御感銘をお詠みになつた歌歌であります。

第一は皇太后陛下の御心懸をお詠へになつたものであります。陛下は癇を病む不幸な人達に豫々深い御同情を寄せ給ひ、先年多額の御下賜金を賜はり、更に昭和七年には「難患者を慰めて」といふ御奨勵を仰せ出され、

つれづれの友となりても駄めよ
ゆくことかたわいにかはりて
とお詠み遊ばされ、最近には全國の療養所長に拜謁仰付けられ、御言葉を賜るなど、患者達は勿論、此問題に關心を持つ人々はこの大きな御心に感泣して居ります。療養所にある患者達はたゞぶらぶら遊んで許りは居ません。日本の衣冠顔を除かんかんこそ今の日本を愛せんぞ」と日本を清めるといふ使命感に雄々しく立ち上り、世間に残つてゐる患者達を渾へるため、自身を犠牲に、命を賄つて、山を開拓し、道をつけ、家を建てるなどの仕業で活動してゐます。第三節はこの健氣な姿をうたはれて、世の人々の同情と注意を唤起せられたるものであります。

東本願寺内
大谷派光明會

●「病める同朋を思ひて」『愛生』第5巻3号

1935年3月 <国立ハンセン病図書館蔵>
大谷智子総裁作詞の歌が、大谷派光明会の名前で園誌に掲載されている。この歌からも、ハンセン病患者へのまなざしの一端をうかがうことができる。

我等の這次頼油の間は、たゞ人の爲めに盡すべき多き事がある事を痛切に彼の二葉の欄の實生を聽ふ事によ
れば、實生である。

聖恩無量

光田健輔

●長島愛生園納骨堂落成を伝える 『愛生』第7号[感謝記念号]

1934年7月

〈国立ハンセン病資料館蔵〉

1934年5月の納骨堂落成式には、建設に協力した大谷光明会大谷智子総裁も出席した。その落成式の様子が、長島愛生園の園誌にも詳しく報じられている。大谷智子総裁の挨拶、光田健輔園長の一文「聖恩無量」には、ともに納骨堂の落成を、皇室の恩と重ねた言葉がつづられている。



皇國の救癩

●「皇国の救癒と光明会と長島行」

『真宗』1940年12月号

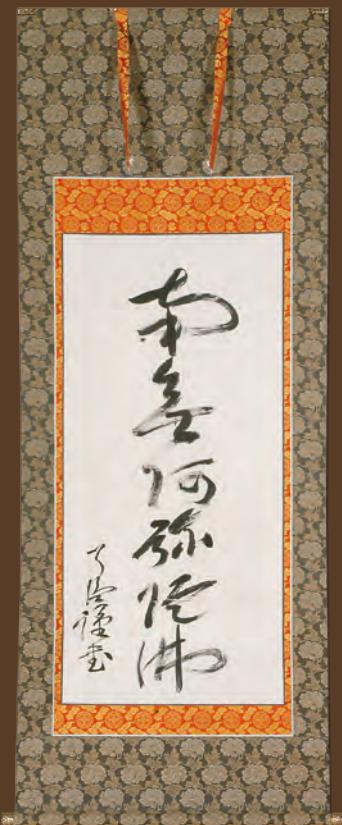
光明会の長島訪問について『真宗』誌上で報告された、武内了温の一文。『真宗』誌には、光明会設立後、数多くのハンセン病問題に関する記事が掲載されている。

関連年表

1871	賤称廃止令布告。	1931	救癒運動団体の大谷派光明会を設立。武内了温理事となる。「大谷派光明会発足式」の記事を、「真宗」に掲載。
1891	武内了温、兵庫県揖保郡布施村ノ内竹原村33番屋敷(現在・龍野市揖西町竹原)、真宗大谷派松林寺住職武内了道の子として出生。母ゆら。姉4人、弟1人。	1932	この年、ハンセン病患者の娘を養女として入籍。
1899	東京市養育院内にハンセン病患者隔離のための回春病室設置(院長・渋沢栄一、主任・光田健輔)。	1932	武内了温、「融和運動と真宗」を「真宗」に掲載。
1901	浩々洞、「精神界」発刊。	1932	武内了温、大谷派光明会から「癒絶滅と大谷派光明会」発行。
1903	大日本同胞融和会創立総会が開かれる。	1932	武内了温、「旃陀羅解につき布教使諸君に訴ふ」を「真宗」に掲載。
1904	大谷派僧侶高木顕明、「余が社会主義」を起草。	1934	台湾「癒予防法」公布。
1907	この年より政府は部落改善政策に着手する。 「癒予防二閑スル件」(法律第11号)公布。 「癒予防二閑スル件施行規則」(内務省令第19号)公布。	1934	長島愛生園で暁鳥敏「入園者の行くべき道」講演。 長島愛生園、納骨堂竣工。落成式に武内了温出席。
1908	戊申詔書発布。	1935	「朝鮮癒予防法」公布。
1909	「癒予防二閑スル件」施行。 全国を5区域に分けた道府県連合立療養所設立。	1935	真身会、「大御心と如来のお慈悲」のリーフレット(武内了温執筆)を作成・配布。
1910	高木顕明、大逆事件の嫌疑により逮捕。	1935	武内了温、「人間復興」を出版。
1911	済生に関する感化救済事業講演会を開催し、大谷派慈善協会を設立。	1936	大谷派光明会、ハンセン病患者慰問のため募金する。
1912	大和同志会設立。10月16日、「明治之光」創刊。 内務省、細民部落改善協議会を開催。	1936	武内了温、「融和運動の総合的進展と真宗」を出版。
1914	帝国公道会創立。 第一次世界大戦始まる。	1937	日中戦争始まる。
	武内了温、京都帝国大学哲学科入学、専攻倫理学。	1938	武内了温、融和運動の仲間と共に「眷膺社」を結成。 記念出版として「皇道國家」を上梓するも発禁処分を受く。結社解散。
1917	橿原神宮・神武天皇陵の拡張にともない、奈良県洞部落に土地献納を強要、のち部落を移転させる。	1939	第二次世界大戦始まる。
1919	武内了温、滋賀県社会改良事務嘱託として就職。	1940	全国水平社と東西両本願寺の懇談会(融和問題における宗教家の使命、旃陀羅解釈について)。大政翼賛会発足。
1920	武内了温、大谷派寺務総長阿部恵水の招聘により大谷派教学部出仕となる。このころ「社会課設置理由書」を起草する。	1941	武内了温、「大政翼賛と浄土真宗」を出版。 中央融和事業協会、同和奉公会に改編・改称。
1921	社会課設置。武内了温、主事となる。 佐野学、「解放」誌に「特殊部落民解放論」を掲載。	1942	武内了温、「肇國の大義と浄土真宗」を出版。
1922	全国水平社創立大会。「綱領」「宣言」「決議」を採択。 全国水平社代表6名、東西両本願寺を訪問し、本願寺の意向を糾す。 全国水平社代表の糾問に対し、阿部恵水寺務総長とともに同席した武内了温社会課主事は、「水平社の趣旨は真宗教義と一致するを以て、出来得る限り後援すべし」と回答。 黒衣同盟の創立。 社会課主催、第1回地方改善協議会開催。	1943	真身会、白書院で五箇条の誓文、聖旨奉戴式を行なう。
	全国水平社第3回大会において、「一、東西両本願寺に対する募財拒絶の断行を期し併せて其他解放の精神を麻痺せしむるが如き一切の教化運動を排す」ことが決議される。 本願寺派、一如会設立。 「大谷派地方改善方針」発行。	1946	松本治一郎、朝田善之助、北原泰作らと梅原真隆、武内了温らが集まり、全国部落代表者会議発起人会を開く。議長として活躍。 部落解放全国委員会の結成に際し、武内了温、顧問として就任。 全国部落代表者会議において部落解放全国委員会が結成され、戦後の部落解放運動が出発。 日本国憲法発布。
1924	真身会設立。社会課職掌中、融和事業を同会に附属。会長は総長。武内了温は副会長。1929年以降は解散まで会長をつとめる。	1947	武内了温、宗務顧問となる。
1926	同愛会、帝国公道会が解散し、中央融和事業協会に合同。 武内了温、「融和運動の諸相と宗教」を出版。	1948	真身会再出発。 国連の第3回総会において世界人権宣言が採択される。
1927	大谷派宗憲施行。	1953	真身会解散。 「らい予防法」公布
1929	初めての国立療養所・長島愛生園開設。所長光田健輔。	1955	武内了温、「宗教改革と宗教再建」を出版。
1930	「癒予防二閑スル件」大幅改正・公布。「癒予防法」の名前つく。全患者を強制隔離の対象とする。	1962	同朋会運動始まる。
1931		1967	難波別院輪番、被差別部落出身の別院職員に対して差別言動を行なう。
		1968	武内了温死去。
		1969	開申事件おこる。 「同和対策事業特別措置法」公布施行。 難波別院輪番、部落解放同盟から糾弾をうける。 東西本願寺、靖国神社法案廃案を要請。
		1975	龍野の松林寺境内に記念碑建立。発起人は朝野温知、宮下融、蒲池義導、岡田秀義、戸畠喜代治、武内勝一、岸融証、橘了法。
		1977	同和部を廃し、同和推進本部発足。 「闇の土蜘蛛」の大師堂爆破声明についてを「真宗」に公表。

関連年表

1871	賤称廢止令布告。
1891	武内了温、兵庫県揖保郡布施村ノ内竹原村33番屋敷(現在・龍野市揖西町竹原)、真宗大谷派松林寺住職武内了道の子として出生。母ゆら。姉4人、弟1人。
1899	東京市養育院内にハンセン病患者隔離のための回春病室設置(院長・渋沢栄一、主任・光田健輔)。
1901	浩々洞、「精神界」発刊。
1903	大日本同胞融和会創立総会が開かれる。
1904	大谷派僧侶高木顕明、「余が社会主義」を起草。
1907	この年より政府は部落改善政策に着手する。 「癞予防二閑スル件」(法律第11号)公布。 「癞予防二閑スル件施行規則」(内務省令第19号)公布。
1908	戊申詔書発布。
1909	「癞予防二閑スル件」施行。 全国を5区域に分けた道府県連合立療養所設立。
1910	高木顕明、大逆事件の嫌疑により逮捕。
1911	済生に関する感化救済事業講演会を開催し、大谷派慈善協会を設立。
1912	大和同志会設立。10月16日、「明治之光」創刊。 内務省、細民部落改善協議会を開催。
1914	帝国公道会創立。 第一次世界大戦始まる。 武内了温、京都帝国大学哲学科入学、専攻倫理学。
1917	権原神宮・神武天皇陵の拡張にともない、奈良県洞部落に土地献納を強要、のち部落を移転させる。
1919	武内了温、滋賀県社会改良事務嘱託として就職。
1920	武内了温、大谷派寺務総長阿部恵水の招聘により大谷派教学部出仕となる。このころ「社会課設置理由書」を起草する。
1921	社会課設置。武内了温、主事となる。 佐野学、「解放」誌に「特殊部落民解放論」を掲載。
1922	全国水平社創立大会。「綱領」「宣言」「決議」を採択。 全国水平社代表6名、東西両本願寺を訪問し、本願寺の意向を糾す。 全国水平社代表の糾問に対し、阿部恵水寺務総長とともに同席した武内了温社会課主事は、「水平社の趣旨は真宗教義と一致するを以て、出来得る限り後援すべし」と回答。 黒衣同盟の創立。 社会課主催、第1回地方改善協議会開催。
1924	全国水平社第3回大会において、「一、東西両本願寺に対する募財拒絶の断行を期し併せて其他解放の精神を麻痺せしむるが如き一切の教化運動を排す」ことが決議される。 本願寺派、一如会設立。 「大谷派地方改善方針」発行。
1926	真身会設立。社会課職掌中、融和事業を同会に附属。会長は総長。武内了温は副会長。1929年以降は解散まで会長をつとめる。
1927	同愛会、帝国公道会が解散し、中央融和事業協会に合同。 武内了温、「融和運動の諸相と宗教」を出版。
1929	大谷派宗憲施行。
1930	初めての国立療養所・長島愛生園開設。所長光田健輔。
1931	「癞予防二閑スル件」大幅改正・公布。「癞予防法」の名前つく。全患者を強制隔離の対象とする。
1931	救癪運動団体の大谷派光明会を設立。武内了温理事となる。「大谷派光明会発足式」の記事を、「真宗」に掲載。 この年、ハンセン病患者の娘を養女として入籍。
1932	武内了温、「融和運動と真宗」を「真宗」に掲載。 武内了温、大谷派光明会から「癞絶滅と大谷派光明会」発行。 武内了温、「旃陀羅解につき布教使諸君に訴ふ」を「真宗」に掲載。
1934	台湾「癞予防法」公布。 長島愛生園で曉鳥敏「入園者の行くべき道」講演。 長島愛生園、納骨堂竣工。落成式に武内了温出席。
1935	「朝鮮癞予防法」公布。 真身会、「大御心と如来のお慈悲」のリーフレット(武内了温執筆)を作成・配布。 武内了温、「人間復興」を出版。
1936	大谷派光明会、ハンセン病患者慰問のため募金する。 武内了温、「融和運動の総合的進展と真宗」を出版。
1937	日中戦争始まる。
1938	武内了温、融和運動の仲間と共に「眷廬社」を結成。 記念出版として「皇道國家」を上梓するも発禁処分を受く。結社解散。
1939	第二次世界大戦始まる。
1940	全国水平社と東西両本願寺の懇談会(融和問題における宗教家の使命、旃陀羅解釈について)。大政翼賛会発足。
1941	武内了温、「大政翼賛と浄土真宗」を出版。 中央融和事業協会、同和奉公会に改編・改称。
1942	武内了温、「肇國の大義と浄土真宗」を出版。
1943	真身会、白書院で五箇条の誓文、聖旨奉戴式を行なう。
1946	松本治一郎、朝田善之助、北原泰作らと梅原真隆、武内了温らが集まり、全国部落代表者会議発起人会を開く。議長として活躍。 部落解放全国委員会の結成に際し、武内了温、顧問として就任。 全国部落代表者会議において部落解放全国委員会が結成され、戦後の部落解放運動が出発。 日本国憲法発布。
1947	武内了温、宗務顧問となる。
1948	真身会再出発。 国連の第3回総会において世界人権宣言が採択される。
1953	真身会解散。 「らい予防法」公布
1955	武内了温、「宗教改革と宗教再建」を出版。
1962	同朋会運動始まる。
1967	難波別院輪番、被差別部落出身の別院職員に対して差別言動を行なう。
1968	武内了温死去。
1969	開申事件おこる。 「同和対策事業特別措置法」公布施行。 難波別院輪番、部落解放同盟から糾弾をうける。 東西本願寺、靖国神社法案廃案を要請。
1975	龍野の松林寺境内に記念碑建立。発起人は朝野温知、宮下融、蒲池義導、岡田秀義、戸畠喜代治、武内勝一、岸融証、橘了法。
1977	同和部を廃し、同和推進本部発足。 「闇の土蜘蛛」の大師堂爆破声明についてを「真宗」に公表。



真宗大谷派
東本願寺
nigashi hōganji
Shinshū Otani-ha

真宗大谷派(東本願寺)解放運動推進本部
〒600-8505京都市下京区烏丸通七条上る常葉町
TEL 075-371-9247